

条 例

議会の議決を経た「千曲市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和6年12月27日

千曲市長

小川 修一

千曲市条例第36号

千曲市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

千曲市職員の退職手当に関する条例（平成15年千曲市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「参入」を「算入」に改める。

第10条第1項中「定めるもの」を「定める者」に改め、同条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であつて、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項中「広域求職活動費」を「求職活動支援費」に改め、同項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加え、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第10条第14項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第10条第15項中「第7項」を「第5項又は第6項の規定による退職手当の支

給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項」に、「これら」を「第7項又は第8項」に改める。

第11条第2項中「第2号」を「同項第2号」に、「同号」を「当該各号」に改める。

附則第3項中「第15項」を「第14項」に改める。

附則第11項を次のように改める。

- 11 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。）に対する第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、当該各条中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」と、「15年」とあるのは「10年」とする。

附則中第12項を削り、第13項を第12項とし、第14項を第13項とし、附則に次の1項を加える。

- 14 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
第28条まで	第28条まで及び附則第5条
(2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの イ 雇用保険法第22条第2項に規定	(2) その者が次のいずれかに該当する場合 ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの イ 雇用保険法第22条第2項に規定

する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が別に定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第4号及び第14項並びに附則第14項の改正規定並びに附則第3項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 退職職員（退職した条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下この項において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対するこの条例による改正後の千曲市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第11項（第5号に係る部分に限り、条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が前項ただし書に規定する規定の施行の日（以

下「施行日」という。)以後である場合について適用する。

- 3 新条例第10条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、退職職員であって施行日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。